

(平成23年3月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 5 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 11 件 |
| 国民年金関係 | 7 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

愛媛国民年金 事案 606

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月
② 昭和58年8月

昭和50年10月に結婚してからずっと、現在の住所に住んでおり、生活状況に大きな変化は無かった。昭和51年1月から国民年金保険料を納付し続けてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金に加入したと推認され、この時点において、納付可能であった過年度の国民年金保険料を一括納付している上、当該加入手続後は申立期間を除く保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、それぞれ1か月と短期間であるとともに、当該期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は認められないこと、社会保険事務所（当時）は、「申立期間当時、未納となっている期間があった場合は過年度納付書を送付するなどの催告を行っていた。」と回答していること、並びに申立人は申立期間後の昭和59年7月及び同年10月の国民年金保険料を過年度納付していることを考え併せると、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 607

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 6 月
② 昭和 58 年 8 月

昭和 45 年から現在の住所に住み、38 年間変わらず、自宅で店を経営していた。ずっと同じ住所で同じ仕事を行い国民年金保険料を納付し続けてきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から 60 歳になる前月までの期間に係る国民年金保険料について、申立期間を除き全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は、それぞれ 1 か月と短期間であるとともに、申立期間の前後を通じて、申立人の生活状況等に大きな変化は認められないこと、社会保険事務所（当時）は、「申立期間当時、未納となっている期間があった場合は過年度納付書を送付するなどの催告を行っていた。」と回答していること、並びに申立人は申立期間前後の昭和 55 年 1 月、59 年 7 月及び同年 10 月の国民年金保険料を過年度納付していることを考え併せると、申立期間が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年10月1日から20年8月24日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和18年10月1日、資格喪失日に係る記録を20年8月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年6月1日から20年8月24日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社本社工場に勤務していた期間（昭和17年6月1日から20年6月15日まで）及び陸軍に召集されていた期間（20年6月16日から同年8月23日まで）について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間のうち、A社本社工場に勤務していた期間については、私の勤務実態について記載した同僚の証明書があること、及び陸軍に召集されていた期間については、同社に退職を申し出た記憶は無く、継続して同社に在籍していたものと思われることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和18年10月1日から20年6月15日までの期間について、A社本社工場の業務内容等に係る申立人の具体的な供述、同僚の証言、C県が保管する兵籍簿の記録等から判断すると、申立人が当該期間において同事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が記憶するA社本社工場の同僚2人は、いずれも同社において、申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが、厚生年金保険被保険者台帳により確認できる上、復元のため書き換えられた同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、同社に勤務していたことが確認できる従業員の中で連絡の取れた10人のうち、3人は、同社本社工場において申立人と同じ戦闘機の組立てを行っていたとしている。

一方、日本年金機構D事務センターは、A社に係る厚生年金保険の加入記録の保管状況について、「A社が厚生年金保険の適用事業所となったときに作成された健康保険厚生年金保険被保険者名簿については、原因は不明であるが、一部しか現存していない上、復元のため書き換えられた被保険者名簿についても、厚生年金保険の被保険者番号、被保険者の氏名等が記載されていない空欄が多いことから、一部の記録が漏れていると考えられる。」と回答しているところ、当該書き換えられた被保険者名簿を見ると、申立人が同社に入社したと推認される昭和18年10月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員が掲載されたページには、厚生年金保険の被保険者番号が連番で記載されているにもかかわらず、被保険者番号、被保険者の氏名等が記載されていない複数の空欄が散見される上、このうち、一部の空欄については、オンライン記録により、厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による健康保険厚生年金保険被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の消失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

これらを踏まえて本件を見るに、申立人が上記期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に消失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は、保険出張所）に対し行ったと認めるのが相当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、健康保険厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

申立期間のうち、昭和20年6月16日から同年8月24日までの期間について、上記兵籍簿の記録により、申立人は、同年6月16日に陸軍に召集され、同年8月23日に当該召集が解除されていることが確認できるが、年金事務所の記録によると、申立人が、当該期間において厚生年金保険に加入していた記録を確認することはできない。

しかしながら、申立人と同じA社本社工場に勤務し、昭和19年9月頃から

終戦まで陸軍に召集されていたとする従業員1人は、申立人と同様に、当該召集時に同社に退職を申し出た記憶は無いとしているところ、同社において、18年9月24日に厚生年金保険の被保険者資格を取得してから、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった20年8月26日まで、当該召集されていた期間を含め、同社において継続して厚生年金保険に加入していることが、復元のため書き換えられた同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できることから、申立人は、同年8月23日に当該召集が解除されるまで厚生年金保険被保険者としての資格を有していたものと認められる。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2の規定では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに厚生年金保険被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、上記兵籍簿の記録により、昭和20年8月24日とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和18年10月から20年7月までの標準報酬月額、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年10月1日までの期間について、B社は、「申立期間当時の人事記録等が一部残っているものの、その中に申立人の氏名は、確認できない。」と回答している上、申立人の供述及び同僚の証言からも、申立人のA社本社工場における勤務実態を確認することはできない。

また、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていたことを示す給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち昭和17年6月1日から18年10月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期
間の標準報酬月額を14万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から同年7月1日まで
A社に勤務していた期間の標準報酬月額は、14万2,000円であったにもか
かわらず、申立期間に係る標準報酬月額が8万円となっているので、訂
正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬
月額は、当初申立人が主張する、14万2,000円と記録されていたところ、同
社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成4年7月1日）
より後の平成5年8月11日付けで、4年1月1日に遡って8万円に減額訂正
されていることが確認できる。

また、A社において、平成4年1月1日から5年8月11日までの期間に厚
生年金保険の加入記録が確認できる9人（申立人を含む。）全員について、
同日付けで、標準報酬月額の遡及訂正が行われていることがオンライン記録
により確認できる。

さらに、申立人から提出された給与明細書（写）、給与振込口座に係る普
通預金通帳（写）及び源泉徴収票（写）から、申立人は、申立期間当時、A
社において、14万2,000円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主
により給与から控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処
理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る標
準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該
期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た14万
2,000円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成4年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から同年6月1日まで

B社からグループ会社であるA社に出向し、平成4年5月31日まで在籍し、同年6月1日付けでB社に帰任したが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

昭和39年4月にB社に入社し、グループ会社への出向期間を含め平成17年3月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人が同社に継続して勤務（平成4年6月1日にA社からグループ会社のB社に転籍）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成4年4月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成4年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、

その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月の保険料についての納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛国民年金 事案 608

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

申立期間当時、両親と同居し、建設業を営んでいた父親の元で大工として働いており、近所の人が、私の自宅に国民年金保険料の集金に来ていたことなどから、母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたものと思う。

母親が死亡しているため、国民年金の加入手続きや国民年金保険料の納付方法については分からないが、景気の良かった申立期間当時に、両親が、自分達の保険料のみを納付し、私の保険料を納付しなかったということは考えられないので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳を見ると、資格取得の受付年月日が昭和50年12月25日、資格取得年月日が47年*月、申立期間の前後の同年6月から48年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの期間に係る国民年金保険料の収納年月日が同年12月25日と記載されていることから、申立人の母親は、同年12月25日に申立人に係る国民年金の加入手続きを行って国民年金手帳記号番号の払出しを受け、申立人が20歳になった47年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、同記号番号が払い出された時点で、保険料の納付が可能であった申立期間の前後の期間については、特例納付（昭和47年6月から48年3月まで）及び過年度納付（同年10月から50年3月まで）を行ったものの、申立期間については、時効に該当し、特例納付の対象期間にもなっていないことから、保険料を納付することができなかったものと考えられる上、別の同記号番号が払い出され

たことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらを行ったとされる申立人の母親は、既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 609

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から58年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から58年7月まで

社会保険事務所(当時)に年金の加入記録を照会したところ、申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かったが、昭和53年ないし54年頃、母親から「年金を納付していなかったら困るから、私が入ってあげる。」と言われた記憶がある。

母親が死亡したため、国民年金の加入手続や納付方法等については不明であるが、申立期間について、国民年金保険料を納付しているはずなので、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後に同記号番号を払い出されている国民年金被保険者をオンライン記録により確認したところ、申立人の4番前の番号を払い出されている者は昭和60年7月9日、申立人の2番後の番号を払い出されている者は同年7月10日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していること、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に係る同記号番号の払出年月日は、同年7月31日となっていること、及び申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿には、資格取得年月日が46年1月18日と記載されていることから、申立人は60年7月に国民年金の加入手続を行って同記号番号の払出しを受け、46年1月18日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、申立期間のうち、48年3月から58年3月までの国民年金保険料については、同記号番号が払い出された時点で、時効により納付できなかったものと考えられる上、別の同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関

与していない上、これらを行ったとされる申立人の母親は、既に死亡していることから、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

さらに、申立人の申立期間は、125 か月と長期間である上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 5 月まで

国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未納となっていることが分かった。

しかし、A 町（現在は、B 市）職員から国民年金に加入するように言われていたので、昭和 60 年 4 月頃に、私又は夫が、A 町役場で夫婦の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間に係る夫婦の国民年金保険料については、私が、最初の 2 年ないし 3 年は C 農業協同組合（現在は、D 農業協同組合）E 支所及び同町役場の窓口で 1 年の保険料を前納し、その後は、居住する地区の婦人会に毎月納付した記憶があるので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料について、「最初の 2 年ないし 3 年は、C 農業協同組合 E 支所又は A 町役場の窓口で 1 年の保険料を前納し、その後は、居住する地区の婦人会に毎月納付した記憶がある。」としていることから、申立人が当該婦人会に保険料を納付していたとする期間は、昭和 62 年度ないし 63 年度から平成 5 年度までと推認されるところ、当該婦人会が保管する資料により、当該期間に婦人会長をしていたことが確認できる者の中で連絡の取れた 3 人のうち、申立人に係る保険料の納付状況を記憶している 1 人は、「婦人会長の仕事として、1 年間、毎月、保険料を集金していたが、申立人から保険料を集金したことはなかったと思う。」と証言している。

また、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿には、平成 11 年 4 月 26 日に、同町職員が、申立人の夫に電話して、同日以降、申立人が 60 歳になる

まで国民年金、厚生年金保険等の公的年金に加入し保険料を全て納付した場合でも、年金の受給資格を満たすためには、同年齢以降に2か月、公的年金に加入し保険料を納付しなければならない旨を説明した記録があり、当該月数は、申立期間を未納として計算した場合に、申立人が同年齢以降に公的年金に加入し保険料を納付しなければならない月数と一致していることから、申立人は、この当時、申立期間に係る国民年金保険料を納付していないことを認識していた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間は、98 か月と長期間である上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から平成 5 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から平成 5 年 5 月まで
国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について未納となっていることが分かった。
しかし、A 町（現在は、B 市）職員から国民年金に加入するように言われていたので、昭和 60 年 4 月頃に、私又は妻が、A 町役場で夫婦の国民年金の加入手続を行うとともに、申立期間に係る夫婦の国民年金保険料については、妻が、最初の 2 年ないし 3 年は C 農業協同組合（現在は、D 農業協同組合）E 支所及び同町役場の窓口で 1 年の保険料を前納し、その後は、居住する地区の婦人会に毎月納付した記憶があるので、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料について、「最初の 2 年ないし 3 年は、C 農業協同組合 E 支所又は A 町役場の窓口で 1 年の保険料を前納し、その後は、居住する地区の婦人会に毎月納付した記憶がある。」としていることから、申立人の妻が当該婦人会に保険料を納付していたとする期間は、昭和 62 年度ないし 63 年度から平成 5 年度までと推認されるところ、当該婦人会が保管する資料により、当該期間に婦人会長をしていたことが確認できる者の中で連絡の取れた 3 人のうち、申立人に係る保険料の納付状況を記憶している 1 人は、「婦人会長の仕事として、1 年間、毎月、保険料を集金していたが、申立人から保険料を集金したことはなかったと思う。」と証言している。

また、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿には、平成 11 年 4 月 26 日に、同町職員が、申立人に電話して、同日以降、申立人が 60 歳になるまで

国民年金、厚生年金保険等の公的年金に加入し保険料を全て納付した場合でも、年金の受給資格を満たすためには、同年齢以降に53か月、公的年金に加入し保険料を納付しなければならない旨を説明した記録があり、当該月数は、申立期間を未納として計算した場合に、申立人が同年齢以降に公的年金に加入し保険料を納付しなければならない月数と一致していることから、申立人は、この当時、申立期間に係る国民年金保険料を納付していないことを認識していた可能性がうかがわれる。

さらに、申立人の申立期間は、98か月と長期間である上、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 44 年 6 月まで

申立期間を含む昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料の一括領収書を所持しているため、年金事務所へ相談に行ったところ、当該領収書に記載されている「自昭和 43 年 7 月分至昭和 45 年 3 月分」は、「自昭和 41 年 4 月分至昭和 42 年 3 月分、自昭和 44 年 7 月分至昭和 45 年 3 月分」の書き間違いだと言われたが、41 年 4 月に結婚し、家計を全て任せていた妻は国民年金保険料を全て納付しており、年金事務所の指摘は、不自然で納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金保険料の納付書領収証書により、申立人は申立期間を含む昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの保険料を、第 1 回特例納付実施期間中の 46 年 10 月 27 日に納付していることが確認でき、当該領収証書の国民年金保険料額は、当該納付日時点で時効にかからない 44 年 7 月から 45 年 3 月までの 9 か月の過年度保険料と 43 年 7 月から 44 年 6 月までの 12 か月の特例納付保険料の合計金額と一致する。

しかしながら、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うものとするとした法令上の規定があることから、前述の昭和 43 年 7 月から 44 年 6 月までの 12 か月の特例納付保険料が、当該期間より先の未納期間である 41 年 4 月から 42 年 3 月までの期間の特例納付保険料として収納処理（昭和 41 年 9 月から同年 12 月までの期間は厚生年金保険被保険者のため平成 14 年 9 月に国民年金保険料を還付）されていることが、申立人が居住していた町が保管する国民年金被保険者台帳及び特殊台帳により推認でき、申立期間が未納とされているその処理自体に誤りは認められない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 7 月頃に払い出されており、申立人はこの頃に初めて国民年金に加入し、41 年 4 月 1 日に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認され、この時点では、当該資格取得日から 43 年 3 月までの期間は、国民年金保険料を特例納付する以外、時効により納付することができなかつた期間であり、当該期間に係る保険料を別途納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付記録を訂正する必要はない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から同年 11 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から同年 11 月まで

申立期間に係る国民年金保険料領収書には、定額保険料 1,400 円、附加年金 400 円と印刷されており、当該領収書は付加保険料を含んだものだと思っていたが、ねんきん定期便を見ると付加保険料納付月数が 0 月になっている。申立期間について、母親が定額保険料に付加保険料を加えて納付してくれていると思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間に係る国民年金保険料領収書には、定額保険料 1,400 円、附加年金 400 円と印刷されており、当該領収書は付加保険料を含んだものだと思っていた。」旨述べているが、申立人が居住する市は、「申立期間当時、申立人が居住していた町では、付加保険料の納付の有無にかかわらず、申立人が所持する領収書と同様式の領収書を使用していた。」旨回答している。

また、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、付加保険料を納付する者となる申出を行った場合において申出年月日を記載することとされている附加保険料加入状況の加入年月日欄には、当該申出年月日の記載が無い上、申立期間に係る年度別納付記録欄には、定額保険料が納付されたことを示す「**納**」の印は確認できるものの、付加保険料が納付されたことを示す「**附**」、「**比**」等の記載は無く、当該期間当時、申立人が付加保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人の母親が申立期間において、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は付加保険料納付に関与しておらず、当該期間の付加保険料を納付したとする申立人の母

親は既に死亡しており、当該期間における付加保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 614

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年6月まで
ねんきん定期便を見て、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。

しかし、申立期間当時は、結婚のため会社を辞め、平成元年3月末に市役所で国民健康保険に加入し、国民年金もセットで加入するよう言われ、その窓口で加入手続を行い、同年3月及び同年4月の国民年金保険料を支払うよう言われたので、窓口において現金で納付し、翌月以降は送付されてきた納付書で1か月ごとに金融機関で保険料を納付した。

申立期間について、国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月末頃に市役所で国民健康保険の加入手続を行った時に、当該手続を行った窓口で国民年金に加入し、同窓口で同年3月及び同年4月の国民年金保険料を現金で納付し、翌月以降は納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人が居住する市が保管する申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、申立人は、平成元年12月1日（又は同年12月11日）に、国民年金被保険者資格を同年3月26日に遡って取得していることが確認できる上、同市は、「国民健康保険に係る窓口において、国民年金の加入手続を行うことはできず、国民年金保険料も納付することができない。」旨回答しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人が居住する市は、「申立人が申立期間当時、国民健康保険に加入していたことを確認することができない。」旨回答している上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定

申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 10 日から同年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について、加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間当時、A社に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の人事記録等の資料が残っていないことから、申立期間当時における申立人の勤務実態については不明である。」と回答している上、申立期間当時、同社に勤務していたことが同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できる従業員のうち、連絡の取れた 10 人は、いずれも申立人を記憶していないこと、及び雇用保険の加入記録によると、申立人は、同社において、申立期間直後の昭和 44 年 3 月 1 日に雇用保険の被保険者資格を取得し、同年 3 月 20 日に離職していることから、申立期間当時における申立人の勤務実態について確認することはできない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた従業員のうち、申立人と同様に、昭和 44 年 3 月に大学を卒業したとする 1 人は、「昭和 44 年 2 月からA社B支店に勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは、正社員となった同年 3 月からであり、アルバイトとして勤務していた同年 2 月については、厚生年金保険に加入していなかった。」と証言しているところ、同社において、同年 3 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残っていないこと

から、申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうか不明である。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び経理担当者2人は、死亡又は連絡先が不明であることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険料の控除について証言を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
A社(昭和 36 年 7 月 1 日にB社に名称変更)に昭和 31 年 9 月から 40 年 5 月頃まで勤務した。入社後、初めは事務の仕事で陸上勤務、後の 4 年ほどは無線通信士として同社の船舶に乗船していたが、陸上勤務の期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社に昭和 31 年 9 月から 40 年 5 月頃まで勤務したものの、陸上勤務の期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。」旨申し立てているが、申立期間当時、一緒に勤務したとして申立人から紹介のあった同僚は、「私は、昭和 37 年 11 月頃から 38 年 5 月頃までの期間、B社に船員として勤務した。この頃に申立人と一緒に仕事をしたが、申立期間当時は自宅において父の仕事を手伝っていたので、申立人と一緒に仕事をした覚えは無い。」と証言している上、当該期間当時、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員からも、申立人が当該期間において同社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 31 年 9 月 1 日から 33 年 8 月 1 日までの期間は健康保険被保険者番号*番、34 年 10 月 1 日からは同被保険者番号*番により、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、これ以外に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B社は、同社に係る商業登記簿謄本から、昭和 52 年 1 月 20 日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の社長及び事務担当者は既

に死亡しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年10月1日まで

昭和61年10月にA社に就職し、給与は月に3回支払われており、退職するまで途中で給与が下がった記憶は無いので、申立期間について、標準報酬月額の記録を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る給与は月に3回支払われており、給与が下がった記憶は無いので、標準報酬月額を30万円に訂正してほしい旨申し立てているところ、A社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額（26万円）とオンライン記録（26万円）は一致しており、申立人に係る標準報酬月額が訂正された形跡は認められない。

また、A社の社会保険事務担当者は、「給与は月に2回、15日と月末に支払われており、月初めの支払については、給与ではなく、出張旅費等の立替費用の実費弁済分である。」と証言している上、申立人から提出された申立期間当時の預金通帳に記載されている毎月15日及び月末に同社から振り込まれた給与の合計額は、約26万円の報酬月額から社会保険料を控除した額と概ね一致する。

さらに、A社は、平成14年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、「給与については、資料が無く、不明であるが、申立期間当時は、当社が行っていた事業の一部について、急に仕事量が減少し、売上げが上がらず撤退することを検討していた時期だったので、給与を下げたかもしれない。」と回答している上、オンライン記録によると、昭和62年10月の定時決定時において厚生年金保険被保険者であった者の標準

報酬月額が61年10月の定時決定時の標準報酬月額よりも低くなっている被保険者が多数見受けられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年9月20日から24年12月1日まで
② 昭和25年9月14日から26年9月25日まで

前の会社を退職後、すぐに、A事業所に勤務した。A事業所には、昭和23年9月から26年9月までの3年間勤務したはずであるが、厚生年金保険の加入記録では、24年12月1日から25年9月14日までとされているので、厚生年金保険の加入期間の前後の申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同事業所において昭和24年12月1日から25年9月14日まで厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、申立人と同様に同事業所において厚生年金保険の加入記録が確認でき、申立人を覚えているとする同僚二人は、「A事業所の下請であったB事業所で、申立人と一緒に勤務していた。」と述べているとともに、当該同僚二人のうち一人は、「昭和24年からB事業所で勤務していたが、申立期間当時、同事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、A事業所に頼んで、25年4月から同事業所を退職する32年8月まで厚生年金保険に加入させてもらっていた。給与は、B事業所からもらっていた。」旨証言している上、申立人が勤務していたと推認されるB事業所は、当該適用事業所として確認することができないことから、申立人は、A事業所で厚生年金保険に加入する以前の申立期間①については、上述の同僚と同様に厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

また、申立期間②については、上述の同僚二人のうち、もう一人の同僚は、

「申立人は、B事業所で3年間は勤務していたと思う。」と述べていることから、申立人は、当該期間において、A事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した後もB事業所において勤務していた可能性がうかがわれるところ、申立人が当該期間に厚生年金保険に加入していたとするA事業所の昭和26年5月まで使用された健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録が訂正された形跡も見受けられないとともに、その後同年5月以降に書き換えられた当該名簿の中に申立人の氏名が無い上、申立人が当該期間当時、A事業所で厚生年金保険に加入していたことをうかがわせる証言も得ることができない。

さらに、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同事業所の事業主及びB事業所の当時の事業主も既に死亡しており、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。